

上越市定住促進奨学金に関するよくある質問集

～目次～

申込 P.1～P.4

制度概要	1-1	制度の概要を教えてください。	P.1
	1-2	この制度は補助金ですか？	
対象者・ 申込資格	1-3	対象者の要件はありますか？	
	1-4	所得要件や成績要件はありますか？	
	1-5	中学生や高校生は対象になりますか？	
	1-6	採用人数に上限はありますか？	
	1-7	申し込みれば必ず採用されますか？	
	1-8	他の奨学金を利用しているのですが、申し込みますか？	
	1-9	現在、大学2年生です。在学途中からでも申し込みますか？	
	1-10	専修学校の専門課程とは何ですか？通学先が専門課程かどうか判断する方法はありますか？	
	1-11	自宅から通学する予定ですが、冬期のみ学校近くのアパートで生活しようと考えています。この場合は申込できますか？	P.2
	1-12	市域の周縁部に住んでおり、市外の駅から通学するのですが、対象となりますか？	
	1-13	通信制の専修学校に進学することになりました。ほとんど通学の機会はないのですが、1年に1か月程度、スクーリングがあるため、その際に定期券を購入する予定です。申込できますか？	
	1-14	申込みにあたり、保証人は何人必要ですか？	
	1-15	連帯保証人は、親戚や友人でもよいですか？	P.3
申込書類 の提出	1-16	申込期間はいつですか？	
	1-17	申込みにあたり必要な書類は何ですか？	
	1-18	申込書はどこで手に入りますか？	
	1-19	貸付期間はどのように決まりますか？	
	1-20	現在の学校を卒業後、さらに進学を考えています。その場合、貸付期間はどのように記入すればよいですか？	
	1-21	住民票の写しはどこで手に入りますか？	P.4
	1-22	在学証明書はどこで手に入りますか？	
	1-23	在学証明書は学生証のコピーで代用できますか？	
	1-24	定期券はICカードでも大丈夫ですか？	

申込書類 の提出	1-25	公共交通機関を乗り継ぐ場合、すべての定期券が対象になりますか？	P.4
	1-26	採用決定までどれくらい時間がかかりますか？	
	1-27	申込書の提出先と方法は？	

請 求 P.5~P.6

請 求 書	2- 1	請求方法は？	P.5
	2- 2	定期券購入後に請求する場合は、その都度、請求書を提出しなければならないのですか？	
	2- 3	奨学金は毎月振り込まれるのですか？	
	2- 4	本人以外の口座を指定してもよいのですか？	
	2- 5	請求書提出後、振込までどれくらいの期間がかかりますか？	
定 期 券	2- 6	定期券の購入月数は決まっていますか？	P.6
	2- 7	申込時と異なる定期券の更新（1 ヶ月定期で申請→3 ヶ月定期を購入）を行った場合、変更書類の提出は必要ですか？	
請 求 額	2- 8	IC カードの定期券を使っていますが、カード購入時、デポジットがかかりました。この分も請求額に含めてよいのですか？	
	2- 9	夏休み中は定期券ではなく通常の切符で通学予定です。この場合の切符代も対象になりますか？	
	2-10	採用決定は 5 月ですが、すでに 4 月分から定期券を購入し利用しています。4 月分も請求できますか？	
そ の 他	2-11	定期券の写しを紛失してしまいました。請求できますか？	
	2-12	もうすぐ貸付期間が終了します。今後どのような手続きが必要ですか？	

変 更 P.7

保 証 人	3- 1	連帯保証人（保証人）を変更したいのですが、どうすればよいですか？	P.7
休 学	3- 2	休学することになりました。休学中も奨学金の貸付を受けることはできますか？	
留 年	3- 3	留年した場合はどうなりますか？	
退 学	3- 4	退学する場合、どのような手続きが必要ですか？	

返 還(全 般) P.8～P.9

返還開始	4- 1	返還はいつから開始されますか？	P.8
	4- 2	利子は付きますか？	
返還期間	4- 3	返還期間はどのように決定されるのですか？	
	4- 4	大学 4 年間借りる予定で申し込みましたが、結局 4 年生の時は借りませんでした。返還年数の基準となる貸付期間はどれになりますか？	
返還方法	4- 5	返還方法はどのように選択すればよいですか？	
	4- 6	返還金の支払方法は？	P.9
	4- 7	口座振替で指定できる金融機関を教えてください。	
	4- 8	口座振替で指定する口座は、親の名義でもよいですか？	
	4- 9	口座振替と納付書払い以外に、支払方法はありますか？	
滞 納	4-10	滞納した場合はどうなりますか？	
繰上返還	4-11	繰り上げ返還したい場合はどうすればよいですか？	

返 還(猶 予) P.10

手続き・必要書類	5- 1	返還猶予の事由にはどのようなものがありますか？また、手続きはどのようにすればよいですか？	P.10
申請時期	5- 2	3 月で貸付期間が終了しましたが、引き続き学校に在学する予定です。返還猶予の手続きはいつまでに行えばよいですか？	

返 還(免 除) P.11~P.13

手続き・ 必要書類	6- 1	返還免除を願い出るためにはどのような手続きが必要ですか？	P.11
	6- 2	「現況届」は必ず提出しなければなりませんか？	
免 除 額	6- 3	免除額はどのように求めるのですか？	
免除期間	6- 4	一度免除が決定されたら、返還期間中はずっと免除が有効ですか？	
	6- 5	免除の要件となっている「市内に居住しながら就業」の状態はいつまで求められるのですか？	
免 除 要 件	6- 6	就業先は市外でも大丈夫ですか？	P.12
	6- 7	就業先は「市長が認めるもの」と条例に規定がありますが、どういう意味ですか？	
	6- 8	就業は正規雇用でなくてはなりませんか？	
	6- 9	市内の自宅から通える範囲に就職したのですが、最初の数か月間は研修で県外に行くことになりました。この場合は対象になりますか？	
	6-10	本社が上越市にある企業に就職しましたが、勤務地が県外になってしまいました。市外に居住することになりますが、対象になりますか？	
	6-11	免除を受けていましたが、年度途中で転勤となり、市外居住となりました。免除はどうなりますか？	P.13
	6-12	免除を受けていましたが、結婚を機に市外転出することになりました。免除はどうなりますか？	
	6-13	現在免除を受けていますが、今の会社を辞めようと考えています。退職した場合、免除はどうなりますか？	
	6-14	県外企業に就職し返還していましたが、市内企業にＵターン転職し、市内居住することになりました。免除の対象となりますか？	
繰上返還	6-15	返還を繰り上げたいのですが、どうすればよいですか？	P.13
免除取消	6-16	昨年度に免除を受けた分について、今年度になって免除を取り消され、差額の返還を求められました。どうしてですか？	

申 込

Q. 1-1 制度の概要を教えてください。

- A. 若者の定住を促すことを主な目的とし、市内に居住しながら市外の大学等へ通学する学生に対し、通学定期券代を奨学金としてお貸しします。そして、返還期間中に市内居住など一定の要件を満たしていれば、返還額の一部を免除します。

Q. 1-2 この制度は補助金ですか？

- A. 補助金ではなく、将来の返還義務が生じる奨学金です。

Q. 1-3 対象者の要件はありますか？

- A. 次の要件を全て満たしている方が対象です。
- ①上越市内に居住する 30 歳未満の人
 - ②市外の大学、大学院、高等専門学校（専攻科含む）または専修学校（専門課程に限る）に在学する人
 - ③公共交通機関（鉄道、路線バス等）の通学定期券を利用している人

Q. 1-4 所得要件や成績要件はありますか？

- A. ありません。

Q. 1-5 中学生や高校生は対象になりますか？

- A. 対象になりません。高校卒業以上の学力を有している（「高等学校卒業程度認定試験」の合格者も可）方が対象です。
- ただし、高等専門学校は文部科学省により高等教育機関に位置づけられているため、対象となります。

Q. 1-6 採用人数に上限はありますか？

- A. ありません。

Q. 1-7 申し込みれば必ず採用されますか？

- A. 提出書類が揃っており、かつ、対象者の要件を満たしている方であれば採用されます。採用人数の上限はありません。

Q. 1-8 他の奨学金を利用しているのですが、申し込みますか？

- A. 他の奨学金との併用は可能です。ただし、他の奨学金の中には、併用を認めていないものもありますので、事前にご確認のうえお申し込みください。

Q. 1-9 現在、大学 2 年生です。在学途中からでも申し込めますか？

- A. お申し込みいただけます。対象者の要件を満たしていればいつでも申し込むことができます。ただし、貸付は採用決定月からとなり、過去に遡ってお貸しすることはできませんのでご注意ください。

Q. 1-10 専修学校の専門課程とは何ですか？通学先が専門課程かどうか判断する方法はありますか？

- A. 専修学校は、入学資格の違いにより次の 3 つの課程に分類されます。

課程	入学資格
一般課程	なし
高等課程	中学校卒業
専門課程	高校卒業、3 年制の高等専修学校卒業

通学先がどの課程にあたるか、下記 URL より確認することができます。ただし、同じ学校でも学科によって課程が異なる場合がありますのでご注意ください。

【文部科学省 HP】

http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1332600.htm

(クリック後、該当の都道府県を選択してください)

Q. 1-11 自宅から通学する予定ですが、冬期のみ学校近くのアパートで生活しようと考えています。この場合は申込できますか？

- A. お申し込みいただけます。ただし、市内から通学していない期間中は貸付を休止します。市内に戻った際にご連絡いただければ、貸付を再開します。

Q. 1-12 市域の周縁部に住んでおり、市外の駅から通学するのですが、対象となりますか？

- A. 市内に居住していれば、地理的事情から発着駅が市外になる場合でも対象になります。

Q. 1-13 通信制の専修学校に進学することになりました。ほとんど通学の機会はないのですが、1 年に 1 か月程度、スクーリングがあるため、その際に定期券を購入する予定です。申込できますか？

- A. お申し込みいただけます。ただし、専門課程であるかどうかを必ず事前にご確認ください。

Q. 1-14 申込みにあたり、保証人は何人必要ですか？

- A. 連帯保証人 1 人と保証人 1 人の合わせて 2 人必要です。「上越市定住促進奨学生採用申込書（第 1 号様式）」は連帯保証人の記入のみですが、採用決定後に提出いただく「上越市定住促進奨学生誓約書（第 3 号様式）」には、連帯保証人と保証人、それぞれにご記入いただく必要があります。

Q. 1-15 連帯保証人は、親戚や友人でもよいですか？

- A. 連帯保証人は、奨学生が未成年の場合にあってはその保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）、成年の場合にあっては父母兄弟又はこれに代わる者としてください。

Q. 1-16 申込期間はいつですか？

- A. 随時、お申し込みいただけます。ただし、採用決定月から貸付開始となりますのでご注意ください（例：5 月に申込の場合、遡って 4 月分をお貸しすることはできません）。

Q. 1-17 申込みにあたり必要な書類は何ですか？

- A. 次の 4 つの書類が必要です。
- ①上越市定住促進奨学生採用申込書（第 1 号様式）
 - ②住民票の写し ……申込日から 1 か月以内のもの
 - ③在学証明書 ……入学後に学校から発行されたもの
 - ④通学定期券の写し ……公共交通機関の種別、利用区間、有効期間、金額、利用者氏名等がわかるもの（IC カード可）

Q. 1-18 申込書はどこで手に入りますか？

- A. 市役所多文化共生課（木田第 1 庁舎 3 階）、南・北出張所、教育プラザ（教育総務課、学校教育課）、各総合事務所（総務・地域振興グループ）に常時配置しています。

なお、多文化共生課にご連絡いただければ、ご自宅へ郵送することもできます。

また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

【上越市 HP（上越市定住促進奨学金の申し込み受付中）】

<https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/kyousei/syougakukin.html>

Q. 1-19 貸付期間はどのように決まりますか？

- A. 通学している大学等の最短修業年限が貸付できる最大期間です。ただし、年度途中で申し込んだ場合は、その年月から最短で卒業できる年月までが貸付期間となります。

Q. 1-20 現在の学校を卒業後、さらに進学を考えています。その場合、貸付期間はどのように記入すればよいですか？

- A. 貸付期間は、現在通っている学校を卒業するまで（在学証明書で証明されている期間）となります。その後進学した場合は、在学証明書の提出を以て貸付期間を延長することができます。

例）長岡こども福祉カレッジのこども保育科（2 年制）に通っていて、卒業後さらに専攻科（1 年間）へ進学予定の場合 ⇒ 申込時の貸付期間は最大 2 年間

Q. 1-21 住民票の写しはどこで手に入りますか？

- A. 市役所市民課（木田第 1 庁舎 1 階）、南・北出張所、各総合事務所の窓口で発行します。手数料は 1 通 350 円です。なお、マイナンバーカードをお持ちの方は、市役所市民課及び全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機でも取得できます。手数料は 1 通 300 円です。詳しくは下記 URL をご確認ください。

【上越市 HP（住民票の写しの請求方法）】

<https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/shiminka/lifeguide-134.html>

【上越市 HP（コンビニ交付サービス）】

<https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/shiminka/convenience-start.html>

※発行されたものの自体が「住民票の写し」ですので、コピーせずそのままご提出ください。

Q. 1-22 在学証明書はどこで手に入りますか？

- A. 通学している大学等で発行してもらえます。学校により発行方法が異なりますので、学校の窓口にご確認ください。なお、原本をそのままご提出ください。
なお、封入されている状態で“本人開封無効”と記載がある場合は、封を切らずにそのままご提出ください。

Q. 1-23 在学証明書は学生証のコピーで代用できますか？

- A. 代用できません。必ず、大学等で発行してもらった在学証明書をご提出ください。

Q. 1-24 定期券は IC カードでも大丈夫ですか？

- A. 大丈夫です。Suica（スイカ）のほか、各事業者が独自に発行している IC カードも可能です。ただし、カード上に有効期間や金額、利用者名などが印字されているものに限りです。

Q. 1-25 公共交通機関を乗り継ぐ場合、すべての定期券が対象になりますか？

- A. 通学に要するすべての定期券が対象です。ただし、1 か月あたりの貸付限度額は 6 万円ですので、これを超える分は本人負担となります。

Q. 1-26 採用決定までどれくらい時間がかかりますか？

- A. 書類を提出されてからおおむね 2 週間ほどで採用の可否が決定します。決定次第、書面にて通知します。1 か月以上経っても通知が届かない場合はご連絡ください。

Q. 1-27 申込書の提出先と方法は？

- A. 提出先は市役所多文化共生課（木田第 1 庁舎 3 階）です。直接提出・郵送いずれの方法も可能です。また、南・北出張所、各総合事務所、教育総務課、学校教育課の窓口にもご提出いただけます。その際、「多文化共生課へ」と一言添えていただくとスムーズです。

【郵送先】

〒943-8601 上越市木田 1-1-3 上越市多文化共生課 移住促進係

請求

Q. 2-1 請求方法は？

- A. 「定期券購入前」または「定期券購入後」のいずれかを選択し、請求することができます。請求方法によって、提出書類が異なりますので、下表を確認してください。
- なお、提出方法は、直接提出・郵送いずれの方法でも構いません。また、申込書同様、他窓口への提出も可能です。

請求方法	定期券購入前	定期券購入後
請求書様式	概算払請求書(第4号の2様式)	交付請求書(第4号様式)
添付書類	定期代が分かる書類 例:鉄道会社の運賃表等	定期券の写し

※定期券購入前に請求をした場合は、定期券購入後に「実績報告書(第4号の3様式)及び「購入した定期券の写し」の提出が必要です。

Q. 2-2 定期券購入後に請求する場合は、その都度、請求書を提出しなければならないのですか？

- A. 数回分をまとめて請求いただくことも可能です。ただし、その場合は請求までの間、市から奨学金をお支払いすることはできませんのでご注意ください。また、定期券の写しを紛失された場合もお支払いできませんので、請求までの間、大切に保管してください。
- 毎年2月中旬頃、年度末の請求方法について通知しますので、必ず指定された期限までに請求してください。期限を過ぎると、お支払いできない場合があります。

Q. 2-3 奨学金は毎月振り込まれるのですか？

- A. 毎月一定額を振り込むのではなく、月6万円を限度に定期券の購入費をお貸しするものです。そのため、本人からの請求行為がなければ、奨学金の振込みは行いません。

Q. 2-4 本人以外の口座を指定してもよいのですか？

- A. 奨学金は、奨学生本人にお貸しするものです。必ず本人名義の口座をご指定ください。

Q. 2-5 請求書提出後、振込までどれくらいの期間がかかりますか？

- A. 約3週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

Q. 2-6 定期券の購入月数は決まっていますか？

- A. 決まっていません。1か月／3か月／6か月いずれの定期券も対象となります。また、路線バスの年間パスも、区間や金額等が分かれば対象となります。

Q. 2-7 申込時と異なる定期券の更新（1か月定期で申請→3か月定期を購入）を行った場合、変更書類の提出は必要ですか？

- A. 必要ありません。常に、「定期券に記載された金額＝請求額」です。ただし、定期券代が1か月あたり6万円を超える場合は、「6万円×購入月数」が請求額となります。

Q. 2-8 ICカードの定期券を使っていますが、カード購入時、デポジットがかかりました。この分も請求額に含めてよいですか？

- A. 請求額には含めないでください。デポジットは、鉄道会社等が保証金として最初に請求するものであり、使い終わったカードを返却すれば返金されたため、交付対象外となります。

Q. 2-9 夏休み中は定期券ではなく通常の切符で通学予定です。この場合の切符代も対象になりますか？

- A. 対象となるのは通学定期券のみです。それ以外の切符等の購入費は対象となりません。

Q. 2-10 採用決定は5月ですが、すでに4月分から定期券を購入し利用しています。4月分も請求できますか？

- A. できません。奨学生として採用が決定した日の属する月から請求が可能となります。なお、定期の期間がまたがる場合は、日割り計算により貸付額を算出します。

Q. 2-11 定期券の写しを紛失してしまいました。請求できますか？

- A. 請求できません。定期券の写しを確認できない場合はお支払いできませんので、請求までの間、大切に保管してください。なお、購入時の領収書等では代替できません。

Q. 2-12 もうすぐ貸付期間が終了します。今後どのような手続が必要ですか？

- A. 貸付期間終了後、約1か月以内に返還手続に関する書類を送付します。
送付する「上越市定住促進奨学金借用証書（第5号様式）」、「上越市定住促進奨学金返還明細書（第6号様式）」及び「猶予・免除に関する希望調査票」に必要事項を記入のうえ、指定された期限までに提出してください。
その後、希望者に送付する猶予願・免除願の提出、要件等の確認を経て、正式な猶予・免除を決定します。
なお、返還は貸付終了後、6か月の据置期間を経たのち開始となります。

変更

Q.3-1 連帯保証人（保証人）を変更したいのですが、どうすればよいですか？

- A. すみやかにご連絡ください。変更届の様式を送付しますので、代わりの連帯保証人（保証人）を立ててください。

Q.3-2 休学することになりました。休学中も奨学金の貸付を受けることはできますか？

- A. 休学中は貸付できません。休学する場合、変更届を提出していただき、貸付休止の手続きを行っていただく必要があります。なお、休学の期間は2年を超えることができませんので、2年以内に復学する見込みがない場合、奨学金は廃止となります。

Q.3-3 留年した場合はどうなりますか？

- A. 各学校の最短修業年限を超える期間分は貸付できません。その場合、在学中に返還期間を迎えることとなりますが、返還猶予を願い出れば、卒業までの間、猶予することができます。

Q.3-4 退学する場合、どのような手続きが必要ですか？

- A. 退学時期にあわせて貸付期間の変更手続等が必要です。すみやかにご連絡ください。

当初の申込内容から何らかの変更が生じた場合は、すみやかにご連絡ください！

報告が遅れると、ご自身が不利益を被る場合があります。
また、報告が遅れた際は、必要に応じて「遅延理由書（任意様式）」を提出いただく場合もありますのであらかじめご了承ください。

返 還 (全 般)

Q. 4-1 返還はいつから開始されますか？

- A. 貸与を終了した翌月から6か月経過後に開始されます。例えば、3月に卒業した場合は、その年の10月からの返還開始となります。

Q. 4-2 利子は付きますか？

- A. 無利子です。ただし、滞納した時は延滞金が発生する場合があります。

Q. 4-3 返還期間はどのように決定されるのですか？

- A. 貸付期間に応じて、下表のとおりです。貸付期間の2倍、3倍、4倍の年数の中から選択していただきます。

借用期間	返還年数 ※いずれかを選択
2年以下	4年 / 6年 / 8年
2年を超え 3年以下	6年 / 9年 / 12年
3年を超える	8年 / 12年 / 16年

Q. 4-4 大学4年間借りる予定で申し込みましたが、結局4年生の時は借りませんでした。

返還年数の基準となる貸付期間はようになりますか？

- A. 4年間とみなされます。夏休み期間のように、一時的に借りる必要がなくなった場合も、貸付期間は継続しています。ただし、途中で奨学金を辞退した場合はその限りではありません。

Q. 4-5 返還方法はどのように選択すればよいですか？

- A. 返還方法は、年賦（年1回）・半年賦（半年に1回）・月賦（毎月）の中からお選びいただけます。年賦の場合、手続きが年1回で済むため楽ですが1回の金額が大きくなります。逆に月賦は、1回の金額は少額ですが毎月納入手続きが必要です。自分に合った返還方法を選択してください。

Q. 4-6 返還金の納入方法は？

- A. 原則として、口座振替（引き落とし）による返還をお願いします。
※ただし、特別な事情がある場合は納入通知書による返還（納付書払い）も可能です。

Q. 4-7 口座振替で指定できる金融機関を教えてください。

- A. 下記の金融機関が対象です。

第四北越銀行／八十二銀行／大光銀行／富山第一銀行／上越信用金庫／新井信用金庫／新潟県信用組合／糸魚川信用組合／新潟県労働金庫／えちご上越農業協同組合／新潟県信用漁業協同組合連合会／ゆうちょ銀行

Q. 4-8 口座振替で指定する口座は、親の名義でもよいですか？

A. かまいません。確実に引き落としが可能な口座を指定してください。

Q. 4-9 口座振替と納付書払い以外に、納入方法がありますか？

A. お近くに対象の金融機関がない等、口座振替や納入通知書による返還が難しい場合は、市役所の口座に直接お振込みいただきます。なお、その場合の振込手数料は自己負担となります。

Q. 4-10 滞納した場合はどうなりますか？

A. 正当な理由なく奨学金の返還を怠った場合は、延滞元金に年 14.5 パーセントの割合を乗じて得た額を、返還期日の翌日から延滞している日数に応じて納入いただきます。

※ただし、延滞金の額が 100 円未満のとき及び 100 円を超える延滞金の確定金額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます

※うるう年も、年 365 日当たりの割合として算出します

また、本人に対し、文書又は電話等による催促を行います。それでもなお返還されない場合は、連帯保証人や保証人へ請求・催促を行います。

最終的に、民事訴訟法による法的措置を執らせていただくこともあります。その場合、手続きにかかる費用は全額返還者の負担となります。

Q. 4-11 繰り上げ返還したい場合はどうすればよいですか？

A. その旨ご連絡ください。ただし、繰り上げて返還した分は免除対象外となりますのでご注意ください。

返 還 (猶 予)

Q. 5-1 返還猶予の事由にはどのようなものがありますか？

また、手続はどのようにすればよいですか？

- A. 下表のような事由が考えられます。該当する場合は、「上越市定住促進奨学金返還猶予願（第7号様式）」に必要事項を記入のうえ、必要な証明書類を添えて提出してください。猶予期間は原則、当該事由が継続する期間とします。願い出を受付後、審査し、結果を通知します。

願い出の事由		証明書の種類	発行者
災害又は傷病によるもの	災害	罹災証明書(罹災月から12か月以内)	市区町村長(自然災害)、 消防署長(火災)
	傷病	診断書(発行から2か月以内) ※就労困難の記載があること ※加療開始期又は発症時期の記載があること	医師・病院長
その他やむを得ない事由によるもの	在学・留学	在学証明書又は入学許可書 ※外国の大学等の場合は日本語訳を添付すること	大学校長等
	産前・産後・育児休業	休業証明書 ※休業中の給与、休業期間、休業事由が明記されていること	勤務先
	無職・未就職	求職受付票(ハローワークカード等)の写し 又は求職活動中であることが分かる書類の写し (いずれも発行から4か月以内)	ハローワーク、 求職先等

Q. 5-2 3月で貸付期間が終了しますが、引き続き学校に在学する予定です。

返還猶予の手続きはいつまでに行えばよいですか？

- A. 3月で貸付期間が終了した奨学生に対して、4月以降に「返還猶予・免除希望調査票」を郵送し、その時点での意思を確認します。その後、返還猶予の希望がある方に対して、返還開始の約1か月前に「上越市定住促進奨学金返還猶予願（第7号様式）」の様式を送付しますので、指定された期限までに必要書類を添えてご提出ください。
- なお、進学（在学）を事由とした猶予の場合、進学先の在学証明書が必要です。あらかじめ意向をお示しいただくことはできますが、実際の手続は進学後となります。

返 還 (免 除)

Q. 6-1 返還免除を願い出るためにはどのような手続が必要ですか？

- A. 免除を願い出るためには、「上越市定住促進奨学金返還免除願（第8号様式）」及び「上越市定住促進奨学金返還免除現況届（第9号様式）」の提出が必要です。

Q. 6-2 「現況届」は必ず提出しなければなりませんか？

- A. 現況届は、就業先から在職を証明してもらい、免除要件を満たしているかを確認するための書類であり、提出は必須です。返還期間中、毎年度提出していただきます。なお、現況届は、就業先が発行する「在職証明書（任意様式）」で代用することができます。

Q. 6-3 免除額はどのように求めるのですか？

- A. 免除額は、返還残額に3分の2を乗じて算出した額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）です。

よって、返還残額から免除額を差し引いた額が、実際の返還額です。

例) 返還残額 500,000 円の場合

免除額は、 $500,000 \times 2/3 = 333,333.333\cdots$

$\div 333,000$ 円（端数切り捨て）

実際の返還額は、 $500,000 - 333,000 = 167,000$ 円

なお、免除はその時点の返還残額に対して有効となります。すでに返還した分について、遡って免除することはできません。

Q. 6-4 一度免除が決定されたら、返還期間中はずっと免除が有効ですか？

- A. 本奨学金は定住を促すことが目的のため、免除を決定した後も毎年度、「現況届」を提出いただく他、住民基本台帳や課税台帳により、免除要件を満たしているか確認します。要件を満たさなくなった場合は免除を停止するほか、虚偽の申告等、悪質とみなした場合は免除を取り消します。その場合、免除額の全部または一部を請求する場合があります。

Q. 6-5 免除の要件となっている「市内に居住しながら就業」の状態はいつまで求められるのですか？

- A. 返還期間中は継続して要件を満たしている必要があります。そのため、途中で要件を満たさなくなった場合は、当該年度以降の免除は取り消しとなります。

Q. 6-6 就業先は市外でも大丈夫ですか？

- A. 市内に居住し、就業していれば対象となりますので、就業地については市内外を問いません。

Q. 6-7 就業先は「市長が認めるもの」と条例に規定がありますが、どういう意味ですか？

- A. 例えば、公序良俗に反するもの（暴力団関係、風俗業など）は認められません。また、免除決定後であっても、それ以降に社会的妥当性を欠くことが認められた場合は免除を取り消します。

Q. 6-8 就業は正規雇用でなくてはなりませんか？

- A. 正規・非正規は問いません。雇用形態に関わらず、在職が証明できる就業先であれば対象となります。

Q. 6-9 市内の自宅から通える範囲に就職したのですが、最初の数か月間は研修で県外に行くことになりました。この場合は対象になりますか？

- A. 転勤ではなく、一時的な研修ということであれば、就業先からの証明により免除の対象となります。事前にご連絡ください。

Q. 6-10 本社が上越市にある企業に就職しましたが、勤務地が県外になってしまいました。市外に居住することになりますが、対象になりますか？

- A. 残念ながら対象になりません。
ただし、その後、本社勤務となり生活の拠点を上越に戻した場合は、願い出によって当該年度以降の返還額に対して免除を適用することができます。

Q. 6-11 免除を受けていましたが、年度途中で転勤となり、市外居住となりました。
免除はどうなりますか？

- A. 返還免除の判断は年度単位で行いますので、途中で要件を満たさなくなった場合は、遡って当該年度分すべての免除が無効となります。そのため、免除を予定していた分については免除適用前の金額で納入していただくほか、既に納入済みの分（当該年度分に限る）についても、差額を追加で納入していただきます。
ただし、市外転出の期間が1年のうち1か月以内の場合は免除の対象とします。

Q. 6-12 免除を受けていましたが、結婚を機に市外転出することになりました。
免除はどうなりますか？

- A. 免除は年度単位で決定しますので、年度途中で市から転出する場合、当該年度分の免除はできません。そのため、免除を予定していた分については免除適用前の金額で納入していただくほか、既に納入済みの分（当該年度分に限る）についても、差額を追加で納入していただきます。
ただし、市外転出の期間が1年のうち1か月以内の場合は免除します。

Q. 6-13 現在免除を受けていますが、今の会社を辞めようと考えています。

退職した場合、免除はどうなりますか？

- A. 退職された場合、要件である「就業」を満たさないこととなりますので、免除対象から外れます。ただし、次の職場が決定するまでの間（求職期間中）は、返還猶予を適用することができます。その場合、再就職した時点で返還が再開されますが、就職先から在職証明を受けられれば、残額も再び免除の対象となります。
- 退職を予定されている場合は、すみやかにご連絡ください。

Q. 6-14 県外企業に就職し返還していましたが、市内企業にUターン転職し、市内居住することになりました。免除の対象となりますか？

- A. 対象となります。既に返還した分について遡って適用することはできませんが、返還残額があり、要件を満たす場合は免除の対象です。ただし、転入が年度途中の場合は、翌年度返還分から対象となります。

Q. 6-15 返還を繰り上げたいのですが、どうすればよいですか？

- A. その旨ご連絡いただければ、繰り上げ分の納入通知書を送付します。ただし、繰り上げた分は、免除対象外ですのでご注意ください。

Q. 6-16 昨年度に免除を受けた分について、今年度になって免除を取り消され、差額の返還を求められました。どうしてですか？

- A. 免除は、免除要件を満たしていることが必須となります。免除要件を満たしているかどうかの確認は、毎年度ご提出いただく「現況届」、当市で保有している「住民基本台帳」と「課税台帳」により行っています。住民基本台帳は当該年度に確認できますが、課税台帳は、次年度にならないと確認できないため、約1年間のタイムラグが発生します。課税台帳を確認し、市内に居住していなかったことが判明したり、就業していなかったことが判明した場合は、ご本人に連絡のうえ、前年度分の免除を取り消します。